

## 瀧家文書から見た近世上湯日村

### I 上湯日村の成立

#### 1 上湯日村の由来

湯日村は江戸時代を通して、上湯日と下湯日の2つの村に分かれ、それぞれが独立した村落として村運営がなされていた。当然これらの村を支配する領主も異なっていた。しかし元は上・下の区別はなく、ただ一つの村落、すなわち「湯日村」であった。

元来湯日は鎌塚の内の一つの小字にすぎなかった。中世以来、京・鎌倉間の往来もこの鎌塚を通過するのが主なルートとなっていて、鎌塚駅とか鎌塚宿と呼ばれ村の中心をなしていた。この鎌塚に取って替わり湯日が本村となったのは、天正18(1590)年、大井川の瀬違いに起因する部分が大きいとも言われている。

「湯日」はもと「湯井」と言われていた。その訳は昔、高坂という場所に湯が湧き出しているところがあり、そんなことから「湯井」と名付けられたという(温泉でなく冷泉であったとしても沸かして湯とし、入浴して治癒に効能があれば俗に温泉とみなす)。それがいつの間にか誤って「湯日」と称されるようになった。

この湯日の存する地域は元龜2(1571)年～天正10(1582)年の間、武田氏と徳川氏の合戦の舞台となった。武田氏により諏訪原城が築かれたのが元龜3年で、諏訪原城攻防の被害は当然この湯日の地にも及んだ(徳川氏がこの城を陥落したのは天正3(1575)年であった)。村も畑も荒れ果てて村人は離散した。武田氏は天正10年3月、織田・徳川軍に攻められて滅亡するが(天目山の戦い)、この前後から村人も次第に帰村し、開発が進行していった模様である(豊臣秀吉時代)。それは文禄2(1593)年の検地帳(太閤検地によるもの)が残っていることから容易に推察できる(『榛原郡湯日村御検地水帳』)。

但し、この文禄2年の検地帳によれば、田畑は上々、上、中、下、の4等級に分かれ、総反別計55町6反5畝22歩となっていて、屋敷を除きそのすべてが分付形式の記載となっている。この分付百姓はどのような立場の者か、まだ自立し得ない半隷属農民であったのであろうか。その後実施された検地を物語る慶長9(1604)年「御水帳」(後世の写)や寛文2(1662)年「寛文中 上湯日村本新田畑御検地御水帳 御下書野帳」などが存するので、これらを資料として分付百姓の追跡調査を行い、明らかにして行くことが今後の課題となる。

17世紀に入り(江戸時代)、湯日村は上湯日と下湯日の2つの村に分かれた。それは元和4(1618)年のことであった。但し、下湯日の方が上湯日よりも村の規模は大きかった。(『元禄郷帳』によると下湯日村高は519石9斗3升であるのに対して、上湯日村高は373石8斗4升9合であった)。

こうして上湯日村の江戸時代の歴史が幕開いた。

#### 2 瀧家と上湯日村

西暦1336年～1392年は歴史学上南北朝時代といわれ、天皇は足利氏によって擁立された京都の天皇=北朝と、これを認めずその京都から逃れて吉野に朝廷を移した後醍醐天皇から始まる南朝とが対立した時代があった。瀧氏の遠祖は南朝の家臣であったと言いつたえられる。延元4(1339)年後醍醐天皇崩御の後、吉野を出て江州(現滋賀県)多賀の麓、瀧の谷と言う所に逃れ、姓名を瀧五郎右衛門と名乗り兄が家を継いだ。弟は道鑑と言いつた江州を去り、遠州大井川西岸鎌塚山に居住する。そこに後世道鑑林と言いつたえられる林があったが、その林は元和2(1616)年、公儀に上地して、幕府の御林となった。時の代官は万年七郎右衛門であった。

さて瀧家は道鑑を初祖として8代まで鎌塚里に居住していた。その8代というのが三郎右衛門吉之で、駿河今川氏に仕官するが病身にて元龜2(1571)年病死。この三郎右衛門には2女1男あり、長女を春、次女をみち、男子を三郎次と言いつた。当時武田氏が諏訪原に小城を築き近辺に火を放つて戦う。鎌塚、湯日の住民は難を避けて各地へ逃げ去つた。三郎右衛門後家もその子供や家来と共に甲州巨摩郡に移住する。そして再び鎌塚の地に戻つて来たのは天正4(1576)年とも天正10年とも言いつたえられている。それから瀧氏はこの鎌塚を本拠として開発を進めこの地の草分けとなった。

上湯日村は、後で紹介するようにいくつかの支配者の変遷を見るが、瀧本家は常に村全体を総括する庄屋として、また18世紀中葉掛川藩支配となってからは藩の御用達をも兼ね、藩と地域のパイプ役を果たした。そしてこの瀧本家は公文書で、常に「瀧」と苗字を書いて署名することを許されていた。

### II 上湯日村の概要

#### 1 支配領主

湯日村が上湯日と下湯日の2村に分かれたのは先にも紹介したが元和4(1618)年のことであった。上湯日村の領主は江戸時代を通して次ぎのように推移している。

##### ① はじめ幕府領

- ② 寛永2 (1625) 年：駿府藩領 (『角川日本地名大辞典』より)
- ③ 寛永9 (1632) 年：幕府領 (同上)
- ④ 宝永2 (1705) 年：旗本石ヶ谷鉄之丞に30石2斗余りが分地され、それ以外はすべて幕府領
- ⑤ 宝永7 (1710) 年：従来の幕府領が相良藩領となる。
- ⑥ 延享4 (1747) 年：これ迄の相良藩領の分が掛川藩領となる。以来上湯日村は掛川藩太田氏と旗本石ヶ谷氏の相給地として明治に至る。

※ 上記②と③に関しては当瀧家文書からは明確に得ないところ。年貢割付状で言えば、瀧家文書では寛永元 (1624) 年から寛永4 (1627) 年までが欠如している。そしてその前の元和9 (1623) 年までは幕府代官 遠山六左衛門から年貢割付状が発行され、寛永5から寛永9 (1632) 年までは代官 福村市左衛門から発せられている。そして寛永10年から再び代官 遠山六左衛門にもどる、という経過をたどっている。

## 2 上湯日の村高

村高が表示されるのは寛永5 (1628) 年から (それ以前は毛付高を表示) で、この年の村高は222石5斗、以後ほぼこの村高で推移する。そして寛文2 (1662) 年になると、本高に新田高が加わり割付状に表示される。すなわち村高244石3斗2升8合、新田高106石2斗4升8合で、村総高は350石を超える。しかし19世紀初頭の享和3 (1803) 年になっても村高 (本田) 244石9斗1升2合、新田高117石6升7合と飛躍的增加とは言えない。延享4年以降掛川藩と相給となる旗本石ヶ谷氏の知行地は、この内30石2斗余りと、こちらも江戸時代を通じて大きな変化はなかった。

## 3 上湯日の村役人

村役人は、庄屋・組頭・百姓代の村方三役で構成されている。まず庄屋は江戸時代を通し瀧 本家が勤めた。ところで家を継いだ人の名、すなわち家名は一つに固定されて何代も通すのが一般的であるが、瀧 本家の場合幾つか変化している。その順序は次のとおりである。

三郎兵衛 (元和年間～延享年間) →三郎左衛門 (寛延年間～文化年間) →※

※→三郎一 (文化年間～天保年間) →三郎左衛門 (弘化～)

庄屋役は瀧 本家の外に、藤兵衛、八郎一、六兵衛 (こちらは名主とある) の名も見られる時期があった。瀧 本家は18世紀中葉以降、掛川藩の地方御用達をも兼

ね対外的に職務忙殺されていたので、この藤兵衛は村内のことを分担し、また六兵衛は旗本石ヶ谷知行所の責任者であった。藤兵衛は後に庄屋を辞退し組頭の任についている (富永家文書)。また掛川藩領の組頭としては三太夫、久兵衛・甚六等の名前が見えるが一定せず、百姓代と共に瀧家一族の者がその任にあたった模様である。(なお八郎一の庄屋役は文化9年8月に一度文書の中に現れるだけで詳しいことは分からない)。

## 4 村の人口

時代は下がるが天保13年「村高人別家数書上帳」から紹介しよう。

当村は掛川藩太田領と旗本石ヶ谷知行所との相給であったことから人口等も別々に記録されている。

太田摂津守領分：家数79軒 (本家)、1軒 (柄在家)、計80軒、人口362人  
(男176人・女182人)

石ヶ谷知行所：家数6軒、人口26人 (男12人、女14人)

なお村全体で馬6疋、牛1疋となっている。農事にいそむ者ばかりであるが、宝永7年の村差出帳によれば五郎助という大工の名が見える。

## III 入会地の問題

当時、一つの村を超えて複数の村々が特定の山林原野を共同収益とする慣行があった (入会地)。この地方ではそれを秣場とよんでいた。上湯日村内にこの秣場があり、自村に存することからこれを有利に運営していた。秣場を利用する近隣の村々の者に「山札」なるものを発行し、山札1枚に付き米5升を年々納入させた。紛失した場合は過料として銭1貫文を納めさせた。岡田村はこれを守る「請書」を上湯日村山主の三郎一に提出している (天保6年)。

ところが下湯日村の場合は少し様子が違っていた。もともと上も下もなく湯日村が始まった村であったものが元和4年から上と下に分かれ別々の道を歩み続けたことが原因となったか、しばしばトラブルを起こした。その一例を宝暦7 (1757) 年6月に取り交わした「取替申一札之事」から見てみよう。

下湯日は馬の草刈場として上湯日村の草刈場を利用していた。このことで60年前、定納米6俵を上湯日に納めるという取決めがあったが、今まで上納したことはなかった。上湯日はこの規定通りに当年より納めよという。色々揉めたあげく岡田、下吉田、佐倉、比木の村々庄屋の仲介で従来通りに収まった。但し、下湯日はこれまで

株場内で畑の開発などすることがあったのか、今後はこうしたことはしないと約束している。

#### IV 村の負担

米で納める本年貢（一部は金納で）の外に当時、人馬・労働等で提供する課役があった。そのめばしいものとして道場掃除役と助郷がある。

##### 1 道場掃除役

牧野原村（牧ノ原）の往還掃除丁場の長さ12間を、下湯日村と共に勤めねばならなかった。いつからこの役が義務付けられたのか分からないが、19世紀に入ると社会騒然、村方多忙の故か他への請負依頼が多くなっていた。その請負役として牧野原（牧ノ原）の半右衛門の名前がしばしばあがっている。

##### 2 助郷役

街道の各宿で、交通量の上から宿駅で継ぎ立てるべき人馬が賄えない場合、これを補うために周辺の村々が人と馬を負担させられた。これが助郷役である。上湯日村は常に金谷宿に出役することが決められていた。しかし非常の場合には嶋田宿へも出役することがあった。享保4（1719）年のことである、朝鮮通信使が来朝、その江戸往還時に金谷と嶋田の両宿詰めを命ぜられ、その人数不足に村では1人850文で人足を雇って勤めをしのいだ。上湯日の場合その助郷勤高は、掛川太田藩領では95石6斗余、石ヶ谷知行所は8石3斗ときまっていた、これに相当する人馬を提供する。時代が下り、特に幕末になると東海道の公的往来が一層激しくなり、公儀によってこの約束がしばしば破られたり、また一方では水害、旱魃などの自然災害により規定の役高すら勤められない事態が起こり、この助郷問題は金谷宿役人との確執の原因となった。

#### V 山林と村人の暮らし

##### 1 村内の山林

上湯日村は初倉地域の他の村に比して山林には恵まれていた。鎌塚山の御林（道鑑林）55町9反余歩をはじめ、村の百姓の所有になる百姓居林26町3反余歩、更に藪地4反1畝歩がそれで、松木、杉木があり、これより山稼ぎ薪売りを営んでいた。このため勿論山年貢（山役定納）も納めねばならなかった。他村の百姓もこっそり忍んではこれらの山に入り無断で木や草を採るので、その取り締まりが上湯日村の

苦勞の種となっていた。

##### 2 千頭御林樽木の積み出し

これは遠州榛原郡千頭の公儀御林から御用木を大量に伐出して大井川を筏で流し、それを遠州海岸（川尻村）から荷積みするという大掛かりな請負である。宝暦7（1757）年から宝暦11年迄の5年間で雑樽木15万本を請け負っている。この請負には信州人や当村の三郎左衛門、下吉田村の藤十郎等々が加わっていた。

#### VI 村人の実力行使—百姓一揆—

##### 1 藩内の百姓一揆

文化13（1816）年閏8月4日、この日駿州西部から遠州一帯にかけて襲った大風、殊に汐風は大きな被害をもたらした。竹木は根から折れ、田畑の作物も吹き折れたり萌え腐るなど大変な損害であった。掛川藩の村々百姓は年貢減免の要求を藩にお願いしたが思うようには聞き入れてもらえず、駿州志太郡下11ヶ村や遠州牧ノ原周辺の5ヶ村等は村役人の制止にも従わず掛川城下に押し掛けた。上湯日村の百姓等も、庄屋三郎一が年貢皆済はかなうように工面するから、というも耳を貸さず掛川迄出掛けて騒ぎ立てた。にもかかわらず処罰された他村百姓等との違いは、庄屋三郎一の計らいで無謀に走らなかつたということで、今回はお咎めなしと藩から申し渡しがあつたことである。また騒ぎの誘いを理不尽として加わらなかつた当村の長太に対しては、藩は米6俵を与えて称揚している。

##### 2 村方騒動

嘉永2（1849）年7月12日のことである。上湯日村百姓清右衛門外76名の者が村役人に内緒で、公儀への年貢減免、夫食米援助を要求すべく寄合相談をしていた。しかし事は事前に発覚し、清右衛門等は今後一切このような寄合相談はしないと村役人に誓い、大事には至らなかつた。

19世紀に入り幕末期にもなると、このような百姓の動きはいずれの村でも活発になって来ていた。

以上、当家古文書目録から近世上湯日村の概要を紹介しました。

文責 中野敬一